

## 戦間期フランス鉄鋼業の組織化と経営者活動

中 垣 勝 臣

はじめに

本稿の課題は、今世紀初頭から戦間期にかけて諸産業分野で試みられた産業組織化<sup>(1)</sup>について、製鋼圧延企業によって設立された鉄鋼製品共同販売会社＝フランス鉄鋼コントワール (Comptoir Sidérurgique de France : 以下 CSF と略記) を事例として、その活動を内部資料によって検討し、研究上の間隙である戦間期フランス鉄鋼業の組織化がどのように進展したのか、その史的特質と意義および問題点を解明することにある。これまで CSF の活動に関しては、日本においてはもとよりフランスにおいてもその実態がほとんど研究されていないが<sup>(2)</sup>、近年フランスで出版された経済史の基本的なテキストでは CSF の存在に触れているなど<sup>(3)</sup>、その重要性は明白であり、史実を明らかにする必要性がある。本稿では以下の四つの観点からこの問題に接近する。

第 1 に、業界団体の果たした役割である。第一次大戦の戦禍に晒されて被害を受けた鉄鋼業の回復は、戦後復興と経済再建において重要であったばかりか、関連産業に波及する影響の大きさを考慮すれば、鉄鋼業は依然として基幹産業であり、戦間期のフランス工業全体にとっても重要である。当時の政治経済社会全般に大きな影響力を持っていた業界団体＝フランス鉄鋼協会 (Comité des

Forges de France : 以下 CFF と略記) が<sup>(4)</sup>, 戦後復興期においていかなる機能を果たしたのかを検討することは, 戦間期フランスの社会経済構造の特質を認識するうえでも意義深い<sup>(5)</sup>。

第 2 に, 国際協定と国内協定の関係について注目する。戦間期には鉄鋼業に限らず多くの産業において国際カルテル (アンタント) が成立したが, そうした国際協定の締結は, 国内の組織化の進展にどのような影響を及ぼしたのだろうか。鉄鋼業における CSF を巡る事例分析は国内アンタントと国際アンタントの関連性を明らかにし, 国内の組織化における国際協定の重要性を浮き彫りにするであろう。

第 3 に, 産業集中の観点から検討する。コントロールとはいわゆるシンジケートのことであり, 一定の企業集中が進展した産業において, 企業間協定 (アンタント) を補強する手段として考えられている。鉄鋼業の集中についてみると, フランス革命が勃発した1789年にはフランスに1003ヶ所ほど存在した製鉄所は, 1994年には, ユジノール・サシロール (Usinor-Sacilor) 1社へと集中した<sup>(6)</sup>。第二次大戦後は, マーシャル・プラン (Marshall Plan) による復興やヨーロッパ石炭鉄鋼共同体・経済共同体の創設, 構造不況, ロレーヌから臨海地域への生産の重心の移動など, 劇的な変化を経験しながら急速に集中の進展をはかる<sup>(7)</sup>。それはまた戦間期に特徴的な同族的色彩の強い鉄鋼経営者の手から, 国家の手へと企業の所有権および経営権が移転することを意味する。しかし, 戦間期, 特に1930年代には製鋼企業が20社ほど存在しており, その数は戦間期を通じて大きな変化はなかった。本稿では, 戦間期の産業集中がどのような状態にあったのか, そしてそれはどのように CSF を規定したのかを検討する。

第 4 に, 組織化に対する鉄鋼経営者の観点である。CSF の活動を検討することは, 戦間期フランスの鉄鋼経営者の経営行動を理解するうえでも重要である。一定の集中を達成した産業企業が, 競争制限と価格操作によるいわゆる独

占利潤の獲得を目的としてカルテルを形成するという単純なシェーマは、ここでは再検討されるであろう。換言すれば、時代的制約を受けた同時代の経営者の視点から、経営戦略の一つとしてCSFを捉え、こうした観点からカルテル問題の再検討を試みるものである。本稿では、いかなる目的でフランスの鉄鋼経営者がCSFを設立したのか、CSFはその目的を達成したのか、達成したとすればどのようにしてそれを可能にしたのか、こうした問題を検討する。そして、戦間期に存在したCSFがフランス鉄鋼業の経営者にとってどのような意義があったのかを問う。

ところで、最近のフランス経済史研究では、フランスの経営者像は「小生産者の・マルサス主義的」からよりダイナミックなものへと認識が変化している<sup>(8)</sup>。一方、経営者と国家との関係に関しては、ディリジズムにみられるように国家による経済管理の重要性も指摘されている<sup>(9)</sup>。研究の進展により経営者像そのものを再評価するとしても、それとは別に企業を取り巻く環境が大きく変化すれば、例えば戦間期と第二次大戦後とでは経営者像が大きく異なるとしても不思議ではない。時代状況との関連性の中で経営者像を問うことは、現代の経営者を認識し理解する上でも重要であろう。特に第二次大戦後にフランス経済とヨーロッパ市場の狭間でフランス鉄鋼業が辿った運命を論じる上でも、戦間期の組織化に対する鉄鋼経営者の行動を分析することが重要な意味を持つであろう。

## 1 CSFの概要

### (1) CSF設立経緯

第一次大戦は、独仏国境に位置する鉄鋼の一大生産地域であるロレーヌ地方を戦場とした。1918年11月18日、独仏休戦協定によって第一次大戦が終結したときには、ロレーヌの鉄鋼企業は12社15工場が罹災するなど<sup>(10)</sup>、フランス鉄鋼業は壊滅的な打撃を受けて生産活動が混乱していた。鉄鋼は工場や機械、イン

フラ基盤の建設に使用される設備財であり、鉄鋼業の復興が戦後の経済復興にとって必要不可欠であった。したがって、何よりもまず鉄鋼企業や工場の再建と戦前の業界秩序の回復、そして戦後の新秩序の確立が主要課題となった。しかし、生産基盤の破壊に加えて、アルザス・ロレーヌのフランスへの返還、ザールのフランス関税圏への組み入れなど、フランス鉄鋼業を取り巻く環境が戦前とは著しく異なった。そこで、戦後のフランス鉄鋼業においては、個々の企業のレベルを超えた産業復興の必要性を政府や産業界に認識させることになる。

復興にはいくつかの方法が考えられるが、当時のフランスにおいては、戦前の各企業の生産状況を保証するために共同販売機関（コントロール）の設立による出荷調整が採用された。その背景には、①戦前から多数のアンタント<sup>(1)</sup>やコントロール<sup>(2)</sup>が設立され、1876年に設立されたロンウィ＝銑鉄コントロール<sup>(3)</sup>が成功していたこと、②CFFが1867年に設立されて以来活動を継続しており<sup>(4)</sup>、第一次大戦中には軍需生産の調整機能を果たすなど、調整をおこなう業界団体が存在したこと<sup>(5)</sup>、③政府が戦後の経済復興のありかたを探った際に、1919年に商務省がおこなった通称「クレマンテル報告」<sup>(6)</sup>のなかで鉄鋼業を担当した業界の有力者キャルリオーズ（J. Carlioz）が、戦時中の経済組織化<sup>(7)</sup>の経験を踏まえて、ドイツとの競争に対して劣位にあるフランス鉄鋼業の競争力を強化するひとつの方法として、生産者間のアンタントやコントロールの発展を提唱したこと<sup>(8)</sup>、などがある。キャルリオーズはこのほかに、仕様書の統一や製品の規格化、設備数を削減し経済的な生産を可能にする工場の特化、再建される工場の機械の統一、などを提案しており、政府やCFFを中心とする鉄鋼経営者は、単なる戦後復興ではなく、アンタントやコントロールを利用してフランス鉄鋼業の合理化と競争力の強化を図る意図があったのである<sup>(9)</sup>。

ところで、当時フランスには独占を禁止する刑法419条が存在したが、ロンウィ・コントロールの存続に示されるように、コントロールの設立に際して大

きな制約要因とはならなかった<sup>(20)</sup>。しかしその一方で、販売の自立性を放棄することを拒絶する経営者や、大企業体制下にあるコントロールのなかで存在の喪失を恐れる小規模企業が加盟を保留するなど<sup>(21)</sup>、一部の鉄鋼企業の側に抵抗がみられた。出版界がコントロールを非難する激しいキャンペーンを繰り広げ、議会で野党が工業省や CFF を攻撃すると、産業復興省は一時的にコントロールの設立を中断するよう CFF に要求した<sup>(22)</sup>。しかしこうした反対は一貫性を欠き<sup>(23)</sup>、CFF を中心とする鉄鋼業界は、産業復興に果たすコントロールの有効性を強調して世論を誘導した。そして世論が急変すると、CFF は監督省庁の同意を得ずに CSF の設立を決定したのである。復興における CSF の重要性を十分認識する政府は、結局 CSF を支持することになる<sup>(24)</sup>。戦時期の組織化において重要な役割を果たした CFF が、このように戦後、鉄鋼業の復興過程においても引き続き鉄鋼の生産・出荷の組織化に関してイニシアチブを握り、CSF 設立の中心的役割を果たすことになるのである。

こうして休戦協定からわずか2カ月後の1919年1月16日、CFF 会頭フランソワ・ド・ヴァンデル (François de WENDEL)<sup>(25)</sup> が議長を務める株主総会に於いて、フランス及びザールの製鋼圧延企業29社の出資によって、パリのマドリッド通り7番地に CSF は設立された。初代会頭 (1919—24年) には、ド・ヴァンデル家<sup>(26)</sup> が所有する当時フランスの最有力企業の一つド・ヴァンデル社社長で CFF 理事でもあるアンペール・ド・ヴァンデル (Humbert de WENDEL)<sup>(27)</sup> が就任した。会社の存続期間は50年とされ、当初資本金は10万フランで、額面500フランの株式が200株発行された。

CFF が関税問題や労働問題、社会福祉などの政治面や社会面での活動を中心におこなっていたのに対して<sup>(28)</sup>、CSF は生産・流通面での調整活動をおこなうなど実務的な機能を担当する。こうして緊密な CFF=CSF 体制が確立し、フランス鉄鋼業の競争力強化と発展を追求していくことになる。

それでは CSF 設立に対する CFF の狙いはどこにあったのか、CFF の戦後

復興のあり方がどのようなものであったのか、以下 CSF の活動を通して検討することにしよう。

## (2) CSF の活動とその限界

戦前に存在していた半製品、形鋼、輸出、レールの各製品別コントロールおよびアンタントを発展的に統合したのが CSF であり、フランス鉄鋼業においては史上初の総合コントロールであった。ゆえに CSF の組織も次の部局から成り立っていた。すなわち、総務部、4 販売部門（半製品部、鉄道資材部、形鋼部、輸出部）、技術・工場管理・統計・資料等の管理部である<sup>(29)</sup>。CSF の特徴の一つは、このように粗鋼から最終製品までを統合的に管理することで間接的に生産調整や合理化を目指した点にある。さらに CSF とは別組織だが、CSF に加盟する銑鋼圧延一貫企業がその主要構成企業でもある鋼板・広鋼板コントロールが、1919年6月に圧延企業25社により設立され、フランス国内において広板、建設用厚板、中板、薄板を販売した。こうして終戦直後には、ほとんど全ての製品においてアンタントやコントロールが設立されたのである。

株主総会に於いて、主要製鋼企業9社が取締役会（Conseil d'Administration）構成企業に任命され、また第1期事業年度の役員（Commissaires）に、オーギュスト・ドンデランジェ（Auguste DONDELINGER：スネル・モーブージュ社代表取締役）とルイ・デュマ（Louis DUMAS）が任命された。事実上の株主総会の役割を果たす加盟企業総会（Conférence Générale des Contractants：以下 CGC と略記）の議長にはアンベル・ド・ヴァンデルが就任した。また、以下の3人の CFF 副会頭が CSF 製品別担当副会頭に就任した。すなわち、シャティヨン社取締役のレオン・レヴィ（Léon LEVY）が半製品を、ドナン・アンザン社副社長のプラロン（PRALON）が形鋼を、ロンウィ製鋼社社長のドルー（DREUX）がレールをそれぞれ担当した<sup>(30)</sup>。このように CFF の代表<sup>(31)</sup>を務める業界の有力者が、兼任して CSF の運営を担っていたのである。

なお、秘書兼 CSF 支配人 (Directeur Général) にジュール・ラマ (Jules RAMAS: フランス金属社代表取締役) が就任した。

CSF と加盟企業との間には加盟規約 (contrat statutaire) が1918年12月10日から3年間の期限で締結され、CSF の運営をおこなう三つの機関が設置された。一つは設立委員会で、これは後に経営委員会となる。同委員会の役割は、販売価格や条件を提案すること、CSF の運営を円滑化することなどである。二つ目は技術委員会である。同委員会は諮問機関であり、コントロールでは扱わない特殊鋼の定義付けや、製造費及び原価、顧客に提供される諸付加価値の算定、その他さまざまな技術問題の研究をおこなう。三つ目は CGC である。CGC は契約に関するあらゆる問題を扱うが、特に加盟企業間の出荷比率、公権力との関係、CSF の販売政策、顧客への販売価格、CSF と加盟企業との決済などについて決定する機能をもっていた<sup>82)</sup>。

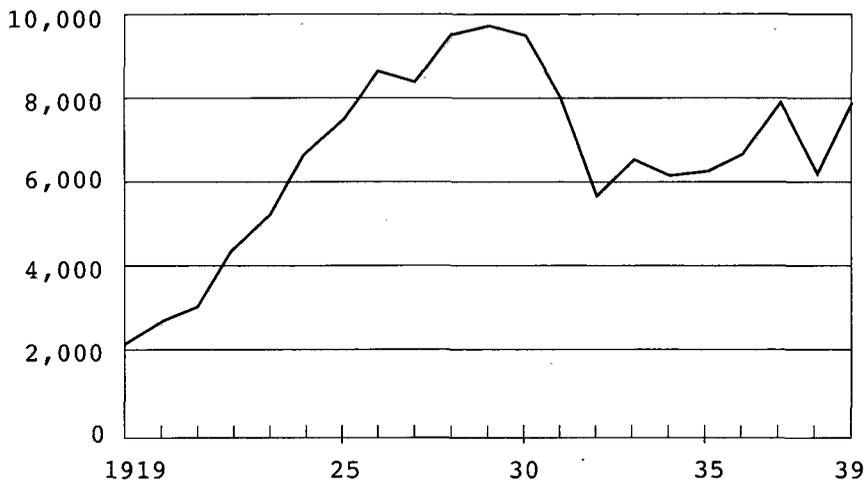
それまでは製鋼企業が顧客からの注文を直接受けていたが、以後、原則として CSF が顧客の注文を一手に引受けてそれを加盟企業に配分し、一方、加盟企業は CSF を介して製品を販売することとなった。CSF による注文の配分方法は出荷割当 (Quantum) と呼ばれる。出荷割当の特徴は、企業に出荷絶対量を割り当てるのではなく、他社との相対比率を割り当てることにある。1921年1月1日に割当比率検討委員会 (Commission des Quantums) により仮決定として導入された最初の割当比率は、以下のように決定された。すなわち、まず各企業の1920年の生産実績において、月間最多生産量を2倍して理論上可能な年間総粗鋼生産量を算出し、その数値を当該企業が1913年に生産した製品の構成比に応じて、コントロール取扱品とコントロール非取扱品 (hors Comptoirs) の諸品目に配分する。こうして得られた各企業の生産量を総生産量で除すのである。

最終的な割当比率は1922年7月1日現在の生産設備を比率算定の対象とし、罹災企業については1913年の設備が存在しているものと仮定して生産能力を算

出した。これにより1919年時点で破壊されている工場も一定の出荷権をもち、出荷できない場合には一定の補償金を受け取るという仕組みになっていた。このような、実際の生産能力とは異なる配分比率の決定方法から<sup>63</sup>、CSF が震災工場の復興と戦前状態の回復を主たる目的として設立されたことは明らかである。

1922年にはフランスとザールのすべての製鋼圧延企業38社が CSF に加盟し<sup>64</sup>、一応成功したかに思われたが、その過程では活動範囲の縮小や例外措置を余儀なくされた。例えば、ザールの鉄鋼企業は、フランスの関税圏に組み込まれたとはいえ、ドイツへの輸出がヴェルサイユ条約により保証されていたので、CSF への加入によって輸出市場、特にドイツ市場における販売制限や輸出削減を強いられることを恐れ、輸出コントロールへの加盟を拒否した。ザールの企業がアウトサイダーのままでは輸出割当の実施は困難だと判断した CSF は、1921年3月17日以降、ザールを含む国内市場に活動範囲を限定せざるを余儀なくされた。また UCPMI 社は、ドイツから接収した生産設備を自動車メーカーのルイ・ルノー (Louis Renault) が中心となって設立した製鋼企業であり<sup>65</sup>、同社と出資企業である金属機械加工メーカー<sup>66</sup>との取引関係を、CSF を経由しない特別扱にすることを要求し、結局 CSF はそれを承認せざるを得なかった。さらに、ベルギーのウグレ・マリエイ (Ougrée-Marhay) ・グループ傘下のシエール社 (Chiers) は、国際粗鋼アンタント (Entente Internationale de l'Acier: 以下 EIA と略記) の締結をCSF加盟の前提条件とし、仮加盟するにとどまった。しかし CFF=CSF が進めた EIA の締結交渉が結局は失敗に終わり、その結果、シエール社が脱退してアウトサイダーとなった。これを契機に、1922年末をもって CSF は一時的に活動停止に陥る<sup>67</sup>。だがその背景には、図 1 に示されるように戦後の鉄鋼生産の著しい回復があり、戦後復興という CFF の当初の目的は達成されていたのである。しかし、だからといって決して鉄鋼業界がコントロールの役割を軽視していたわけではない。その証

図1 粗鋼生産高 (単位:1000トン)



出典：Indices généraux du mouvement économique en France de 1901 à 1931; Mouvement économique en France de 1929 à 1939 より作成

拠に、1923年以降も国際アンタントの締結交渉を継続するし、CSFの活動再開に向けた準備も怠ってはいないのである。

## 2 国際アンタントの成立とCSFの展開

活動停止に陥ったCSFは、どのような経緯で活動を再開するのか、そして、鉄鋼業の組織化はその後どのように進展するのか。以下では、たびたび崩壊の危機を迎えるCSFに関して、いかなる理由で危機が生じるのか、そしてそれをいかなる形で克服したのかを検討することにより、鉄鋼業組織化の史的特質と意義を明らかにする。

### (1) EIAの締結とCSFの活動再開

CSF崩壊の第一の危機は、国際アンタントの締結交渉が失敗した1922年末に生じる。CSFの存続が国際アンタントとの連携の上にはか成立しないこと

が自明のものとなったいま、CFF を筆頭に、鉄鋼経営者による組織化活動の中心は国際協定の締結に移行した。1923年から25年まで CSF は一旦活動を停止するが、会社自体は存続し、CFF と連携して CSF の活動再開や国際アントンなど新協定締結のための調査活動等をおこなっていた。

1925年5月には、国内の製品別コントロールの設立に備えて、フランス鉄鋼企業の生産状況を調査し、製鉄・製鋼能力を評価するために、鉄鋼製品統計センター (Office Statistique des Produits Métallurgiques : 以下 OSPM と略記) が設立された。CSF は OSPM に対して資金援助をおこない、また事務所やスタッフを提供して、その活動を支援するとともに、その運営に関与していった<sup>38</sup>。

1926年2月25日の CSF 取締役会に於いて、EIA の締結交渉と企業経営の兼務が困難であることを理由にアンバール・ド・ヴァンデルが辞意を表明して副会頭に退くと、ラマも支配人を辞任し、代わってテオドール・ローラン (Théodore LAURENT : ロンバ社社長, CFF 副会頭) が会頭に、また、タファネル (J. TAFFANEL : シャティヨン社専務, CFF 副会頭) とエティエンヌ・デュ・カステル (Etienne du CASTEL)<sup>39</sup> があらたに副会頭に就任して執行部の刷新を図った<sup>40</sup>。とはいえ CFF 副会頭3人が CSF の役職につくなど CFF=CSF 体制に変更はなかった。

CFF=CSF によって1921年以降断続的に続けられていた EIA 締結交渉は、各国企業の思惑が交錯して難航を極め<sup>41</sup>、1926年9月30日になってようやく結実する<sup>42</sup>。その結果、フランス、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルグ各国の鉄鋼企業グループが EIA を締結することになり、CSF はフランス・グループ代表としてこの協定に署名した。それを受けて、CSF 内に製鋼企業19社による EIA フランス・グループが結成された<sup>43</sup>。同年12月17日、CSF は臨時株主総会を開催して、CSF の活動再開を決めるとともに、CSF 内部に複数の製品別コントロールの設立を認めるように定款を修正した<sup>44</sup>。これにより、レール・コ

ントワール（1926年1月）、線材コントワール（1927年7月）、製品A（半製品・形鋼）コントワール（1928年2月）、鋼板・広鋼板コントワール、薄板コントワール（1930年1月）、臨時輸出コントワール（1930年）などの製品別コントワールが、CSFの下部機関として次々と設立されていった。

1928年12月には建設用鋼材利用促進センター（Office de propagande pour développer l'emploi des poutrelles dans la construction）が設立され、翌年1月1日より活動を始めるが、後に対象を鋼一般の利用に拡大した、鉄鋼の利用に関する技術センター（Office Technique pour l'Utilisation de l'Acier：以下OTUAと略記）に吸収された<sup>45</sup>。OTUAはCSFと共同で鉄鋼製品、特にレールや形鋼の規格化をすすめ、その利用を提案する出版活動<sup>46</sup>をおこなうなど鋼材の販売促進を図った。また、CSFは基準製品をもとにサイズや重量に応じた価格表を作成し、製品の分類と仕様書や注文の形式を統一していった<sup>47</sup>。ここでもまた、キャルリオーズが提案した製品の規格化がCSFによって促進されたことが確認される。

ところでEIAの目的は、生産割当により各国グループの総粗鋼生産量を管理することにあつた。けれども国内市場<sup>48</sup>と輸出とを区別せずに割当がなされ、国内市場向けの販売量までも制限したために、国内景気の影響を被った。すなわち1927年から29年にかけて国内市場の好況により割当量を大幅に超過したドイツが多額の制裁金を支払ったが、逆に29年から30年にかけてはフランスで全く同様の事態が生じた。結局、割当による調整は機能せず、協定の遵守は困難になった。その結果、1930年にはEIAは統計センターとして機能するのみとなり、協定の実質的崩壊を招いたのである<sup>49</sup>。

## (2) EIAの更新とCSFの強化

CSF崩壊の第二の危機は、1929年に発生した大恐慌がフランス鉄鋼業に波及する1931年に生じる。恐慌の影響は甚大で、粗鋼生産量は2年間で4割減少

表1 パリ証券市場価格(1929—1931年) 単位：フラン

	1929年10/15	1930年末	1931年末
NORD-EST	2,200	1,625	1,030
MARINE-HOMECOURT	1,710	895	410
LONGWY	2,405	1,245	450
DENAIN-ANZIN	3,415	2,010	1,010
CHATILLON	5,665	4,260	1,580
SENELLE-MAUBEUGE	4,125	2,550	945
LORRAINE-MINIERE	3,800	1,700	400
FIRMINY	675	385	50

出典：Henri Rieben, Des ententes de maîtres de forges, Au plan Schuman, 1954, p. 209.

原典：M. Carl Graeff, Die internationalen Eisenverbände, Dusseldorf, 1935, p 57

するなど (図1 参照), 生産設備の過剰が深刻となった。また, パリ証券市場における鉄鋼企業の株価は, 半額ないし10分の1にまで下落した (表1 参照)。多くの企業が減益や損失を計上し, ロンバ社 (Rombas) のように, 0 配当に陥る企業すらあった (表2 参照)。

このような著しい経営環境の変化の中で, 経営者の足並みが乱れ, CSF は「互いの信頼関係や結束力が依然として脆弱で, 絶えず不協和音が生じ, また工場の協定違反や脱退による崩壊の脅威に常に晒されていた」<sup>69)</sup>。当時12の製品別コントロールおよびアンタントが締結されていたが, 鉄鋼経営者はコントロールに結集することで得られる「共同の利益」よりも自己の利益を優先していたのである。

こうした状況の打開をめざして, 1932年1月22日, 主要製鋼企業16社<sup>69)</sup>は一般協定 (Convention Générale d'Acier) を締結するに至る。一般協定は20条および附則5条からなるが, その最も重要な点は, 企業間の利害対立を第三者による裁定委員会 (Collège Arbitral) によって解決することに鉄鋼経営者が合

表2 ロンバ社の純利益と配当

年度	純利益 (フラン)	配当 (%)	年度	純利益 (フラン)	配当 (%)
1920	3,534,230	8	1930	4,069,460	8
1921	▲27,455,684	0	1931	0	0
1922	▲4,856,161	0	1932	0	0
1923	2,529,439	0	1933	5,161,067	6
1924	5,081,755	0	1934	4,939,646	6
1925	5,328,947	0	1935	110,310	0
1926	7,967,695	10	1936	5,162,193	6
1927	2,875,021	0	1937	8,864,445	10
1928	5,544,768	7	1938	10,828,068	12
1929	11,850,012	12	1939	40,671,045	159F

出典：Claude Prêcheur, *La Lorraine sidérurgique*, 1957, p. 240, 262より作成。  
 註：1939の配当については159フラン。

意し、それを遵守することを確認したことである。これにより崩壊の危機を回避するとともに、新条件のもとに3年間コントロールが継続されることとなった。

1933年には、事実上活動を停止していたEIAが協定を更新して<sup>62</sup>再び機能しはじめる。EIAの目的は粗鋼販売の共同管理にあるが、前協定との最大の相違は、前協定では国内外を管理の対象としたのに対して、新協定では輸出のみに限定したことにある。これにより、前協定が国内市場の景気変動による影響を被って崩壊に至ったという欠点が克服される。また、単に国内市場と輸出とを区別したのみならず、輸出される製品に関しては各グループは他のグループの国内市場に配慮することが確認された。さらに自国市場内で販売された商品が輸出されないように、また他国市場内で販売された商品が輸入されて国内市場に流入しないように、販売契約に罰則規定等を付与して、国内市場を保護した。こうした結果、フランスの国内市場はフランス企業が占有するという

ルールが確立し、維持されたのである<sup>53)</sup>。

組織の概略は以下のとおりである。まず、意思決定機関として各国グループの代表者 4 名による代表委員会 (Comité Directeur) が設立され、割当比率にもとづく輸出総重量の決定や、未加盟国の EIA 加盟を決定した。協定に関する異議は、まず各グループ代表からなる特別委員会において解決が図られ、その決定が受け入れられない場合には裁定委員会の審議に付された。裁定委員は問題の当事者双方から一人ずつ選出され、両裁定委員が合意して 3 人目の委員を指名するが、この合意が得られない場合は国際商業会議所の会頭が 3 人目を指名した。

協定の成立を受けて EIA フランス・グループは、CSF に輸出部門を創設し、ピュシュール (Pucheu) にその運営を委ねた。EIA 自体は 4 団体の販売活動を調整するのみで、実際の輸出は公認輸出業者によっておこなわれ、協定違反をおこなう業者には公認取消を含む処罰がなされた<sup>54)</sup>。

EIA はその後イギリス<sup>55)</sup>、チェコ、オーストリア、ポーランド、アメリカ、イタリア等が協定に加わって拡大した<sup>56)</sup>。さらに EIA を補強する六つの製品別国際輸出コントロールが設立されたほか<sup>57)</sup>、1933年には国際帯鋼コントロール、国際鋼管コントロールが、34年にはイギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、ザールにより国際ブリキ・アンタントが締結されるなど、国際協定は大きな進展をみた。これに対応して、国内の製品別コントロール・アンタントの数は1934年には17に達するなど (表 3)、CSF を頂点とする鉄鋼業の組織化も一層の進展をみたのである。

CSF は35年に一般協定の期限をむかえ、EIA フランス・グループに属する主要製鋼企業20社は<sup>58)</sup>、同年11月5日、合意書 (Protocole) に署名して、あらたに 5 年間の活動の継続を確認した。36年 8 月 25 日付で、粗鋼アンタント規約、コントロール一般規約と、半製品、形鋼、マーチャント・バー、帯鋼、広板、の各製品別コントロールの定款が作成された。37年 1 月には厚板・中板、鉄道

表3 製鋼・圧延企業の製品別コントロール・アンタントへの加盟状況(1932-1940年)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
AUDINCOURT						○						○	○				
BEAUTOR				○	○												
◎CHAYILLON	○	○	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○
◎CHIERS	○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	○
◎DENAIN-ANZIN	○	○	○	○	○						○	○		○	○		
=BIACHE-SAINTE-VAAST					○	○											
◎DE WENDEL	○	○	○	○	○	○			○	○	○					○	○
=◎SENELLE-MAUBEUGE	○	○	○	○	○	○		○		○	○					○	
=ESCAUT et MEUSE				○						○							
=CARNAUD et BASSE-INDRE				○		○			○								
=GUEUGNON					○	○						○					
FIRMINY												○	○				
FRONCLES				○	○												
GORCY							○										
HAIRONVILLE						○											
HENNEBONT						○						○					
◎LONGWY	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	○	○	○
MARCELLOT						○											
◇MARMICHE	○	○	○	○					○	○	○						○
⇔◎MARINE HOMECOURT	○		○	○	○				○		○						
⇔◎MICHEVILLE CHAMPAGNE	○	○						○			○					○	○
=◎ROMBAS	○	○	○							○	○			○	○	○	○
=ALLEVARD														○			
=VINCY							○										
◎NORD-EST	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		
◎POMPEY	○	○	○	○	○				○		○			○			
=STRASBPURG						○											
◎PROVIDENCE		○	○	○	○		○	○		○	○					○	
◎SCHNEIDER	○	○		○	○	○						○	○				
=◎KNUTANGE	○	○	○								○						
=◎NORMANDE	○	○	○								○					○	○
◎U. C. P. M. I.	○	○	○							○	○				○	○	
=CREIL						○											
=Fer de MAUBEUGE				○	○				○								
=LEVAL AULNOYE						○											
VRAINCOURT						○											

註：◎：1932年一般協定および35年合意書署名企業；◇：35年合意書のみ署名；=：関連工場；⇔：グループ化；A：加盟企業名，B：粗鋼，C：半製品，D：形鋼，E：厚板，F：中板，G：薄板，H：帯鋼，I：鋼管用鋼，J：広板，K：鉄道用資材，L：マーチャント・バー，M：ダイナモ鋼板，N：加工鋼板，O：スプリング鋼，P：シームレス鋼管用鋼，Q：レール，R：線材  
 出典：AN 139 AQ 98 Rapport du 2ème collège de censure du CSF, 27 mai 1937より作成

資材、9月にはスプリング鋼、シームレス鋼管、38年7月になって薄板の各製品別コントロールの定款<sup>69</sup>が新たに作成され、活動を開始した。このように EIA 等の国際アンタントや国際コントロールの進展とともに、CSF は着実に活動範囲を拡大していったのである。

合意書の署名を機に CSF は執行部を刷新し、ローランが会頭を辞任して、アンペール・ド・ヴァンデル、タファネルらとともに副会頭に就任し、それまで副会頭を務めていたデュ・カステルが新たに会頭に就任した。また、デュ・カステル、ローラン、アンペール・ド・ヴァンデルは EIA フランス・グループ代表を務めた。CSF の組織は下部コントロールおよびアンタントを管理する六つの販売部、総務財務会計部、工場管理・人事部に改組された<sup>69</sup>。CSF の活動範囲の拡大とともに、組織もますます拡大する傾向にあり、従業員数は36年には約730人、37年末には830人を超えていた<sup>61</sup>。従業員団体が組織され、スポーツ大会や工場見学など従業員によるさまざまなレクリエーション活動がおこなわれ、それを紹介する機関紙も発行されていた<sup>62</sup>。

EIA を主とする国際アンタントの締結は、フランスに輸入される鉄鋼を管理することを CSF に可能にさせ、事実上国外の、とりわけドイツのアウトサイダーを排除するのに成功した。この結果、CSF=EIA 体制のもとで CSF は国内市場が保証され、その存立基盤を強化したのである。また、CSF に加盟する経営者の総意により裁定委員会が設置されたことは、内部の利害対立を調整する制度的仕組みが整備されたことを意味し、これにより CSF の組織がより一層強化されたのである。

### (3) 鉄鋼製品流通組織の設立による流通過程の組織化

CSF 崩壊の第三の危機は1935年に訪れる。それは商社への鉄鋼製品の販売に関する鉄鋼経営者の利害から生じる。危機に至るまでの概略は以下のとおりである<sup>63</sup>。第一次大戦前にはすべての鉄鋼企業は、鉄道や公共土木、軍需など

重要産業向けには代理店が販売を担当し、小口向けの販売活動は独立の流通業者に依存していた。しかし、戦後の復興需要が一段落して生じた不況の時に、鉄鋼企業は自ら販売政策をとるようになった。その形態には大別して次の四つがある。①鉄鋼企業自らが販売会社を設立して同社の経営を直接おこなうもの<sup>64</sup>、②大商社と共同で販売会社を設立して間接的に経営するもの<sup>65</sup>、③単なる契約関係あるいは資本参加をおこなって有力な流通業者と結び付くもの<sup>66</sup>、④販売活動には特別な関心を寄せず小売向けの販売組織を持たないもの<sup>67</sup>、である。

上記の企業系流通業者（以下、「企業系」と略記）とは別に、独立の商社、流通・加工業者（以下、「非企業系」と略記）が当時多数存在した。規模と取扱製品により分類すると大別して以下の四つがある。①約15社存在するパリの製品別専門大商社で、パリ鉄鋼販売連合（Fédération Parisienne du Commerce Sidérurgique：以下 FPCS と略記）に加盟している。地方の商社は以下の三つに分類される。②鉄鋼専門の大卸売商で、上記の「企業系」を含めて約45社存在し、その大部分が鉄鋼販売連盟（Groupement du Commerce Sidérurgique：以下 GCS と略記）に加盟している。③主に装飾品を扱う中規模商社と、④主に家庭用の金物を扱う小規模商社があわせて約2,300社存在し、そのほとんどがフランス鉄・金属・金物卸売組合（Syndicat National des Négociants en Fers, Quincaillerie & Métaux：以下 SNNFQM と略記）に加盟している。このように戦間期には多様な流通チャンネルが存在していたのである。

商社が取扱うのは主に形鋼、マーチャント・バー、鋼板であるが、マーチャント・バー・コントロールや薄板コントロール（1930年1月設立）が設立されて間もない頃は、各工場は自社の販売部門との既存の緊密な取引関係を継続していた。すなわち、特別条件のもとに取引が優遇されていたり、さらにはコントロールを媒介しないで販売活動をおこなっていたのである。

こうした状況に対処するため、1933年に生産者と流通業者との取引の組織化

が試みられたが、あまり成果はなかった。というのも、製品別コントロールの多くは35年11月を協定の期限としていたが、その後協定が更新される保証がなかったため、崩壊を想定して各販売業者は組織が決定した価格を下回るのみならず、時には工場出荷価格以下で販売したからである。それまで安定していた販売価格は著しく変動しながら下落した。また特定の工場と結合している「企業系」販売会社は「非企業系」よりも有利な価格で販売した。こうして製鋼企業と販売会社の取引を巡る流通過程の組織化は失敗し、その結果 CSF は崩壊の危機に晒されたわけである。

増長する無秩序に対して SNNFQM が公的権力に訴え、1936年4月3日、CFF=CSF の代表が商務大臣ボネ (Georges Bonnet) に呼び出された<sup>68)</sup>。政府の意向と、35年合意書によるコントロールの更新を受けて、CSF 役員であるシャルド (Charles Chardot)<sup>69)</sup> が中心となって再び流通業者の組織化に着手した。その結果、1936年7月17日、CSF、FPCS、SNNFQM、GCS の4団体により定款が作成され、商務大臣バステイド (Bastid) の承認を得て鉄鋼製品流通組織 (Organisation du Commerce Siderurgique : 以下 OCS と略記) の設立に至るのである<sup>70)</sup>。OCS の存続期間は CSF、EIA の期限と同じく1940年12月31日までとされ、これにより EIA=CSF=OCS 体制が確立する。

OCS はフランスを11の地域に分割し (図2)、アルジェリアを12番目とし、各地域に地域委員会 (Commissions regionales) を設置した<sup>71)</sup>。地域委員会の主な役割は、顧客に対して地域の慣行に合わせた地域別価格表を作成することにあつた。例えば第1地区パリでは、CSF の顧客は① OCS 加盟鉄鋼商社、② 友好的再販業者、③ 鉄道会社および公共事業体、④ 上記以外の消費企業の四つに区分され、それぞれ異なる価格表が作成され、非加盟企業に比べて OCS 加盟企業は優遇されていた<sup>72)</sup>。この価格表は乱用を防止するため、また隣接地域の価格水準と調和させるため、CSF の承認後に適用された<sup>73)</sup>。OCS に加盟する企業の利点は、こうした二重価格制に加えてリベート等により、非加盟業者



管理される（入荷管理業者）。この中間に位置する業者の帰属は個別に判断された。

予想される協定違反や利害対立に対しては地域裁定委員会が設置され、さらに地域間や地域と CSF との間で生じた問題など、地域裁定委員会では解決できない問題を処理するため高等裁定委員会が設置されていた。高等裁定委員会は GCS 会長カボー（C. Cabaud）、SNNFQM 会長エスカンド（J. Escande）、FPCS 会長ピシャール（Pichard）、そして CSF 監督部（le Contrôle du CSF）部長代理ブリオン（Brion）の 4 名により構成された。シャルドの報告によれば、1939 年 1 月 18 日時点で、高等裁定委員会が扱ったのは 6 例あり、そのうち五つは棄却された。しかし、OCS が管理する鋼製品の約 20% を扱っていたダヴァン社（Davum）が、割当が過少評価されているとして CSF 会頭に対して修正を要求するなど問題も生じていた<sup>75</sup>。

CSF はパリに 14 人の職員を配置する中央機関として各地域を統括した。また 32 名の地域監督人が、地域委員会を補佐し CSF との接触を保証するために、あるいは出荷割当状況の確認や協定違反に対する制裁金を徴収するために各地域に派遣された<sup>76</sup>。

OCS の成立は鉄鋼製品の流通に関して、購入者側、すなわち流通・加工業者を管理することを可能にした。流通過程の組織化の成果は、企業系販売会社と自社工場とのさまざまな優遇関係を断つことで協定違反を防止するなど、脆弱だった製品別コントロールの基盤を強化した点にある。製品別コントロールの崩壊は拡大基調にある CSF の動向を停滞させ、場合によっては崩壊に至る危険を孕んでいた。その意味では、国内の企業間の利害対立となる要因を成功裏に排除したことで、CSF は戦間期を通して存続できたのである。こうして国内的には CFF=CSF=OCS 体制が確立して、フランス鉄鋼業の組織化は頂点に達する。

このようにして CSF は順調な発展を遂げていたのだが、1939年9月3日、フランスが対独宣戦布告を行うと、CSF は戦時経済体制下で急遽、軍需生産に従事するようになる。しかし、早くも翌年6月22日、フランスはドイツに降伏し、休戦協定が締結されると、生産と配分を行う公的機関として工業製品配分中央局、銑鉄・鉄鋼局、鉄鋼業組織化委員会、鉄鋼販売組織委員会などが設立される。CSF は占領経済体制下での活動が定款にそぐわなくなり、1940年末、会社を解散してその歴史に幕を閉じることとなる<sup>77)</sup>。以後、鉄鋼業界はヴィシー政権下で、新会社（Comptoir français des produits sidérurgiques：CPS）を設立して CSF の活動を継承するのである<sup>78)</sup>。

### 3 裁定委員会による利害調整

経済恐慌によって CSF 崩壊の危機が生じた1932年1月のことである。「この何カ月間、いや何年間といってもよいだろう。われわれのコントロールは沈滞し、加盟企業間の対立や工場の協定違反による脅威が絶えない。うまくいかないときには絶えず崩壊直前にあり、四半期毎に、時には毎月協定が延長され、合理的な組織化が不可能なことは自明である。合意によって、あるいは裁定によって一度解決された問題も、翌日には再度問題となるだろう。困難な問題を解決するための最高手段である裁定の原理さえも揺らいでいるのだ」<sup>79)</sup>と、鉄鋼経営者は恐慌に直面した組織の無力な現状を吐露している。組織を強化するために、自由アントンである CSF の強制アントン化を図ることも全く不可能ではないが<sup>80)</sup>、国家の直接介入を嫌うフランスの鉄鋼経営者にとって、そうした措置は論外であった。

そこで製鋼企業16社は、1932年1月22日の一般協定において、加盟企業間の利害対立を調整する第三者機関＝裁定委員会の設置と裁定判決の遵守に合意し、同委員会に強力な権限を与えたのである<sup>81)</sup>。こうした経緯からも明らかのように、裁定委員会の決定が遵守されないときは CSF の崩壊を意味しており、裁

表 4 コントワール別裁定判決数 (1932—1935年)

コントワール	割当比率	関連工場	特 例	輸 出	諸問題	計
半製品	13	20	6	8	13	60
形鋼	10		8	7	16	41
マーチャント・バー	13		10	7	20	50
帯鋼・鋼管	5					5
厚板・中板	9		4	4	11	28
薄板	6		1	2	13	22
広板	2		3	5	6	16

出典：P. Desgrange, Le Comptoir Sidérurgique de France, pp. 64, 74, 91, 105, 115, 133, 142より作成

定委員会の決定に権威を持たせるためにも、裁定委員には業界の有力者が選ばれた。すなわち、旧裁定委員会 (1932—1935年) では、かつての CFF 理事でありシュネーデル社副社長を務めたオーブラン (Aubrun)、クレマンテル報告で鉄鋼業を担当したキャルリオーズ、元公共土木省局長で当時 CSF 副会頭でもあるデュ・カステルが、新裁定委員会 (1936—1940年) では、CFF 理事のランベール・リボ (Lambert-Ribot)、元公共土木省主任<sup>(82)</sup>のギヨーム (Guillaume)、CSF 職員のユベルソン (Huberson) が委員を務めた。裁定数は管見の限りでは、旧裁定委員会が233、新裁定委員会が166に及び、その判決の大部分はパリ国立古文書館に所蔵されている<sup>(83)</sup>。その内訳はデグランジュによると、表4のとおりである。

以下では鉄鋼経営者の利害をめぐる裁定判決の内容を検討することにより、CSF の特徴と意義を明らかにする。

#### (1) 企業利潤をめぐる鉄鋼経営者間の利害調整

協定によって価格競争が消失したいま、より多くの生産量を得ることが経営者の最大の関心となり、それは割当比率の推移となって現れる。そこで、割当

表5 総粗鋼割当比率

裁定判決番号	15	55	70	70	70	135	170	214
適用開始日(年/月/日)	32/9/30	33/3/31	32/1/1	32/12/1	33/4/1	34/1/1	34/12/1	35/3/1
Basse-Loire		1.91			1.81			
Chiers	5.59	5.49	5.73	5.76	5.65	5.54	5.424	5.353
Denain & Anzin	6.04	5.92	6.18	6.09	5.97	5.85	5.692	5.617
de Wendel	19.17	18.81	18.1	18.15	17.81	17.44	16.959	16.736
U. C. P. M. I.	6.42	6.3	6.37	6.45	6.32	6.19	5.939	5.861
Knutange	7.13	6.99	6.73	6.63	6.5	6.36	6.073	5.993
Longwy	6.99	6.86	7.04	6.93	6.8	6.66	8.995	8.877
Marine Homecourt	1.24	1.21	1.39	1.37	1.34	2.05	1.973	2.116
Marmiche	7.07	6.94	7.51	7.62	7.47	7.36	7.129	7.664
Micheville	0.77	0.75	0.74	0.73	0.71	0.7	0.675	0.666
Chatillon Commentry	5.82	5.71	6.31	6.11	6.1	5.97	5.989	5.91
Nord-Est	6.28	6.16	6.28	6.18	6.07	9.01	8.694	8.58
Normande	4.45	4.36	4.4	4.48	4.4	4.3	4.149	4.094
Pompey	2.29	2.24	2.86	2.82	2.77	2.71	2.641	2.606
Providence	5.9	5.79	5.79	5.83	5.72	5.6	5.438	5.366
Rombas	7.37	7.23	7.08	7.37	7.32	7.17	6.914	7.34
Schneider	2.66	2.61	2.5	2.55	2.5	2.45	2.398	2.366
Senelle Maubeuge	4.8	4.72	4.9	4.83	4.74	4.64	4.92	4.885
合計	99.99	100	99.91	99.9	100	100	100.002	100.03

出典：AN 139 AQ 98, Rapport du 2ème college de censure du CSF, 27 Mai 1937.

註：必ずしも合計が100%ではないが、これは原典のままである。

比率の「公正妥当な」決定が裁定委員会の主要な任務となる。

一般協定での合意にもとづいて裁定委員会は、直ちに総粗鋼割当比率（表5）と製品別割当比率を決定した。生産設備が固定的であれば、あるいは企業合併等が進展しなければ、一旦決定された割当比率が修正されることはない。

表 6 新規設備の設置状況

加盟企業・工場	新規設備(1)	新規設備(2)
PROVIDENCE	電気炉 1 基	マーチャント・バー用圧延機および線材用圧延機の修繕
MICHEVILLE-VILLERUPT	線材用圧延設備	電気炉 1 基
KNUTANGE		帯鋼用圧延機、型钢圧延設備、パルブランシュ製造機
ISBERGUES	薄板用圧延所	
NEUVES-MAISONS	蹄鉄生産設備、鋼管生産設備	
HOMECOURT	電気炉 1 基	鋼板用汎用圧延機の改良、大型鋼板用圧延設備、薄板用圧延設備
ONZION	引延所、釘・有刺鉄線製造機	針金用圧延機および圧延所
MARNAVAL		線材・釘・有刺鉄線・針金等製造機
ROMBAS	マーチャント・バー用圧延機 2 台	大型型钢製造設備
HAYANGE	鋼板用圧延機、メッキ・ブリキ用圧延機	電気炉 1 基
U. C. P. M. I.	電気炉 1 基、特殊鋼板用圧延機	スパータル式圧延設備

註(1)：1932年1月1日以降に着手され、35年6月現在稼動している設備

(2)：35年7月1日現在建設中の設備

出典：AN 139 AQ 134, Circulaire N° 8 du 6 Février 1936—Installations nouvelles

しかし、コントロールは企業の新規設備投資を制限あるいは禁止しなかったもので、また裁定委員会も生産能力を比率算定基準の一つとしていることから<sup>84</sup>、経営者は一般協定成立後も自己の経営判断にもとづいて高炉や製鋼工場を新設したり、新型の圧延機を導入するなどして生産能力を増強した(表6参照)。このように設備投資をすることで加盟企業は裁定委員会に対して割当比率の見直しを要求し<sup>85</sup>、増加が認められたのである<sup>86</sup>(表5参照)。例えば、裁定判決文170では、シャティヨン社(Chatillon Commentry)の新規設備の稼動による薄板コントロールの割当増大をうけて総粗鋼割当が5.97%から5.989%に増

大したほか、ロンウィ社 (Longwy) のチオンヴィル (Thionville) 工場への割当が実施されて6.66%から8.995%に上昇した。

割当比率を増大させるもう一つの手段が合併である。例えばノール・エスト社 (Nord-Est) はバス・ロワール社 (Basse-Loire) とモンタテール・サンプル社 (Montataire & Sambre) を吸収合併し、その結果として割当比率が改訂され、同社の粗鋼割当比率は表5の裁定判決番号135のように6.07%から9.01%へと大幅に増大した<sup>87)</sup>。

こうした事実からいえることは、CSFの特徴である割当比率による生産＝出荷調整は、市場における企業間の販売価格競争から、産业内での設備投資競争および利潤率アップのための生産コスト競争へと競争の質的变化をもたらしたのである。こうした結果、例えば総粗鋼割当比率に関しては表5のように何度も修正された。この事実は、一般的に考えられている生産カルテルや設備投資カルテルにみられるような、生産量や設備を硬直的に維持するものとは異なり、絶えず変化する生産量や生産設備の実態に即して柔軟に対処した結果であり、生産の固定や設備の遊休化を図って生産量を縮小させようとする意図がCSFにはないことを証明するばかりでなく、むしろ間接的に設備投資競争を促したのであり、そこには企業経営者の自立性が存在していたと考えられる。また割当比率の推移をみると、1930年代になっても製鋼企業だけでも15社以上が存在し、最大のド・ヴァンデル社でさえも20%に達していないように、当時のフランス鉄鋼業の集中は緩慢であった。比率の決定では中小企業への配慮がなされ、場合によっては比率が増大していることもあるように、その存続が維持された点が特徴的である。

出資による企業のグループ化は利益増大のもう一つの手段である。コントロールが存在しない場合、製鋼企業と圧延企業が資本提携関係にあれば、製鋼企業は圧延企業との取引を優遇することは十分考えられるが、コントロールを経由するとなると粗鋼価格が一定となり、上記の資本関係のメリットが消失す

る。このためコントロール体制を構築する際に、企業グループ間の取引の処理が問題となり、資本関係を認めて優遇する「関連工場 (Usines Liées)<sup>68)</sup>」という措置が採られた。関連工場として認定されると、その取引は部分管理扱<sup>69)</sup>となり、コントロールを経由せずに企業の自由裁量で取引できるほか、コントロールに対して通常支払うロイヤリティーの25%相当の金額を支払えばよい。裁定委員会が関連工場を認定するのだが、こうしたメリット故に、認定を求める要求が多くの企業から出された。

子会社であれば問題なく関連工場となるのだが、中にはグループで共同所有するケースもあり、認定が困難なものもある。例えば、ドナン・アンザン社 (DENAIN-ANZIN) とピアッシュ・サン・ヴァアスト社 (BIACHE-ST-VAAST) の関係は裁定委員会により一旦は否定されるが、その後改めて承認された。また、スネル社 (SENELLE) が要求していた同社とコンブプレーヌ社 (COMBEPLAINE) との関係はランス工場 (l'usine de REIMS) については承認されたがリヴ・ド・ジエ工場 (Usine de Rive-de Gier) については否定され、その後改めて承認される。さらに、ド・ヴァンデル社とシュネーデル社の関係は、コントロールが設立される前に契約した1925年1月1日～1934年12月31日の期間に関する分のみを関連工場扱とした<sup>69)</sup>。

こうして最終的には表7のとおり決定される。多くの企業が関連工場として認定された事実は、CSF体制のもとで、製鋼企業が利潤増大の一手段として単純圧延メーカを傘下に治めるとともに、先の表3からも明らかなように鉄鋼圧延をおこなう一貫企業を中心とする企業のグループ化が進展していたことを証明するものである。先に述べたノール・エスト社の合併<sup>69)</sup>や関連工場ように、緩慢ながら資本集中は進展しており、社名の背後で企業集団化が進行していたのである<sup>69)</sup>。

鉄鋼経営者の利益分配要求は輸送費にも及んだ。コントロールは製品の輸送料を、基準出荷地点としてロレーヌのチオンヴィル (Thionville) を起点に計

表7 半製品コントロールにおける関連工場

加盟企業	消費企業（関連工場）
CHIERS	LORRAINE-MINIERE
DENAIN-ANZIN	BIACHE-ST-VAAST, MAURICE DEMBIERMONT
U. C. P. M. I	株主企業
KNUTANGE	SCHNEIDER & Cie
LONGWY	LORRAINE MINIERE ET METALLURGIQUE, GORCY
LORRAINE-MINIERE	LONGWY, CHIERS, PROVIDENCE
MARMICHE	GIRONDE, TUBES DE VINCEY, GROSJAT, FOURCHAMBAULT, TESTE
NORMANDE	SCHNEIDER & Cie
POMPEY	BOULONNERIES D'ARS s/MOSELLE, STRASBOURG
PROVIDENCE	LORRAINE-MINIERE
ROMBAS	VINCEY, FOURCHAMBAULT, TESTE
DE WENDEL	SENELLE, BASSE-INDRE, GUEUGNON, SCHNEIDER, ESCAUT & MEUSE
SENELLE	GUEUGNON, COMBEPLAINE Rive-de Gier 工場, ESCAUT & MEUSE

出典：AN 139 AQ 133, collége arbitral, sentence N° 8, 24, 28, 40, 51, 90 他により作成

算している。しかし実際には、割当の調整をおこないつつも、目的地から最も近い工場から出荷されるので、基準輸送料と実際の輸送料との間に差額が生じる。例えばパリへの輸送を考えた場合、ロレーヌと北部では、北部のほうが1トン当たり50フラン程度安く輸送できるため、この差額を工場に還元する要望が出された。それが地理的優遇金（Primes géographiques）であり、表8は1934年9月1日現在の一覧である。優遇金は本来CGCで決定されるのだが、その水準をめぐるには要望や異論が出て、裁定委員会での判断を仰いだ。1934年4月11日にCSF会頭宛ての書類に、同日現在、裁定委員会で未だ解決されていない問題のリストがあり<sup>93</sup>、その第一が地理的優遇金であった。そこには北部の工場がトン当たり40フラン受け取っていたのをコントロールの再開（1932年）

表 8 地理的優遇金・個別優遇金（フラン/出荷トン当り）；1934年 9 月 1 日現在

加盟企業	工場	形鋼	マーチャント・バー	広板	薄板	レール
BASSE-INDRE	BASSE-INDRE			90		
CHIERS	LONGWY VIREUX	3.25	3.25 18.50			
DENAIN-ANZIN	DENAIN ANZIN	45.00	39.50			
de WENDEL	HAYANGE JOEUF					6
ESCAUT	ANZIN					72
FER DE MAUBEUGE	LOUVROIL			45→64		
U. C. P. M. I.	HAGONDANGE					6
KNUTANGE	KNUTANGE					
LONGWY	MONT-st-MARTIN BREVILLY THIONVILLE	3.25	3.25 2.50			
MARINE-HOMECOURT	HAUTMONT	45.00	39.50			
MARMICHE	MICHEVILLE VILLERUPT	3.25	3.25			3
CHATILLON	NEUVES-MAISONS MONTLUCON ISBERGUES	13.00 45.00	15.00 90.00 39.50		32	14 62
NORD-EST	HAUTMONT VALENCIENNES	45.00	39.50			72
NORMANDIE	MONDEVILLE	70.00	80.00			
POMPEY	POMPEY	13.00	15.00	12		
PROVIDENCE	REHON HAUTMONT	3.25 45.00	39.50			62
ROMBAS	ROMBAS					6
SENELLE-MAUBEUGE	LONGWY MAUBEUGE SOUS-le-BOIS	3.25	3.25 39.50			0 62

出典：AN 139 AQ 133, collège arbitral, sentence N° 127, 163, 164, 165, 167, 191 より作成

にさかのぼって30フランに減額するという要求が出されていたが、表 8 によると、マーチャント・バーが39.5フランと0.5フラン削減されたのみである。

地理的優遇金の実施は、実際よりも高い輸送費を請求することにより、コントワールが存在しない場合と比べて高い製品引渡価格での販売を示すものである。優遇金は、自由競争においては発生しない利益の、鉄鋼経営者の総意によ

る分配であり、企業に追加的利益を保証する一手段であった。このように鉄鋼経営者は、CSF体制の下でも自社の利益の増大に対しては積極的であった。ところで、裁定委員会は単に個別企業の利益増大要求の調整機関として機能したのみではない。この点に関して次節で検討しよう。

## (2) 企業の利益と産業の利益との調整

一般協定第7条および半製品コントロール定款第11条は、コントロールに加盟する製鋼企業が非加盟企業もしくは加盟企業に半製品を供給する協定を締結する自由を、供給を受ける企業が鋼生産を削減する場合にのみ、認めている。この場合、供給する製品は割当から除外されるか部分管理の対象とされ、製鋼企業にとっては生産や利益を増大させる手段でもある。そこで、鉄鋼経営者は裁定委員会に対して同条項の対象であることを認める要求をおこなった。

その結果、例えばド・ヴァンデル社とスネル社によるゲーニョン社（GUEUGNON）への供給とエスコー・エ・ムーズ社（ESCAUT & MEUSE）との協定は条件付で認められ、一部の製品は関連工場扱いとされた。また、ドナン社とフランス機械建設社（Société Française de constructions Mécaniques）との協定と、ロンウィ社とエヌボン社（HENNEBONT）との協定も条件付で承認された。一方、ロレーヌ社が要求した、同社とROECHLING社VOELKLINGEN工場とドヴァンデル社エヤンジュ工場（HAYANGE）との協定およびドナン社とモーリス・ダンビエルモン社（Maurice DEMBIERMONT）との協定は否定された。また、ロンバ社とスネル社がポンペイ社と結んだコントロール成立以前の協定に関しても拒否された<sup>94</sup>。

鉄鋼経営者は自社の利害からこうした要求をおこなったのだが、この条項は、認められれば加盟企業にとって粗鋼生産を増大できるのみならず、自前の小規模高炉を持つ圧延企業が圧延専門メーカーへと転換していくことを意味し、生産の集中を促進し産業全体の生産の合理化をもたらす要素があった。表3から

気づくことだが、コントロールに加盟する企業は、鉄鋼圧延のすべてをおこなう統合大企業と、その関連工場となったかあるいは独立を維持する単純圧延企業へと二極化する傾向にある。このように主要製鋼企業の鋼生産を増大させながら産業の合理化を進展させる同条項は、個別企業の利益と産業全体の利益との軸を一つにしたものである。CSF の意義は実はこの点にあった<sup>69)</sup>。

先述したように、割当比率が結果的に設備投資競争を促進したこと、関連工場の認定が業界再編・グループ化を進展させたこと、地理的優遇金等の分配によって利潤を増大させたこと、これらはすべて各企業の利害調整という形式をとりながら、フランス鉄鋼業の合理化による競争力強化と産業全体の発展に向けて、CFF=CSF を代表して裁定委員会が方向付けた CFF=CSF の戦略であった。

裁定委員会は一方で企業間の利害を調整しながら、他方で産業全体に資するように判決をおこなった。裁定委員会は裁定をおこなう際に「全体の利益を害しない範囲で」と条件をつけたが、ここでいう全体の利益とは単に金銭的利益のことではなく、CSF 体制による鉄鋼業の発展を意味する。裁定委員であるキャリオーズはクレマンテル報告の中でフランス鉄鋼業の競争力強化の方策としてアンタントの利用を主張した。また、同委員のオーブランやランベール・リボは CFF の役員であり、また、デュ・カステル、ユベルソンは公共土木省の役人としての経歴を持つなど、個別企業の利害よりも、産業全体の利害を視野に入れて発言できる立場にあった。これらの裁定委員による定款作成や裁定判決は個別企業の利害を尊重しつつも、産業全体の発展を促進する要素が加味されていたのである。

CSF による合理化には、第二次大戦後におこなわれた国家主導によるドラスティックな合併運動とナショナルチャンピオン政策によるユジノール=サシロールへの統合という劇的な方法ではなく、飽くまでそこには鉄鋼経営者の生産=経営に対する自立性が存在していたのである。このように各企業の経営の

自由を維持しながら、裁定委員会による調整という手段を用いて、CSF=CFF体制は全体としての鉄鋼業の発展を方向付けたのである。

おわりに

本稿では戦間期（1919—1939年）に亘って活動したCSFを事例に、フランス鉄鋼業の組織化の進展についての分析をおこなった。CFFのイニシアチブによって1919年に設立されたCSFはEIA締結交渉が失敗したことから23年に活動を一旦停止するなど崩壊の危機を招いたが、26年にEIAが締結されてCSFも活動を再開した。大恐慌によって再度瓦解の危機が生じたが、一般協定の締結と裁定委員会の設置により活動の継続が確認されると、以後、次々と製品別コントロールを設立して活動範囲を拡大していった。流通業者との問題から継続が危ぶまれた36年にはOCSを設立して、流通加工業者の組織化を達成した。こうして、CSFは度重なる瓦解の危機を克服しながら組織化を進展させ、強固な組織を作り上げて、国内外に活動範囲を拡大していった。

上記の如く組織化を進展させたCSFを巡っては、本稿での検討により、以下の特徴と意義が明らかとなった。

①、戦時期に産業組織化を試みた業界団体のCFFが、CSFの設立および運営に関して深く関与していた。CFFの役員がCSFの役員を兼任し、また裁定委員を務めるなど、CFFはCSFの上部機関として鉄鋼業の組織化を方向付けた。一方、CSFはCFFの下部機関、実務機関として出荷割当等をおこないながら、鉄鋼業の合理化・近代化というCFFの意思を、その活動を通じて反映させていったのである。

②、CSFの設立と活動の継続に際しては、国際アンタント、とりわけEIAの成立が重要な役割を果たした。フランスの鉄鋼企業といっても必ずしもフランス資本とは限らない。ベルギー資本のシエール社を巡る問題が、国内の組織化においても国際協定を前提とする必要性をクローズアップさせた。また、

CSF が国内市場を支配し、存立基盤を強固にする上でも EIA は必要不可欠であった。さらには、国内市場占有下でのみ実現可能となる OCS の設立に際しては、CSF と EIA をともに必要条件としていた。

③、CSF 内部で企業間の利害対立が生じた背景には、製鋼企業が約20社存在するという、企業集中の進展の問題がある。多数の企業による協定は、単に価格協定だけでは解決しない多くの利害対立が生じる可能性が高く、実際、多くの対立が生じた。割当比率、関連工場、地理的優遇などの問題は、裁定委員会が取扱った利害対立のいくつかの例に過ぎない。恐慌期の協定違反や自社関連販売会社の優遇などを巡っては CSF 瓦解の危機さえ招いた。にもかかわらず、戦間期を通じて鉄鋼業では、大企業の合併のような大きな集中運動はみられなかった。そこには鉄鋼経営者の自立性が保証されており、彼らは企業合併とは異なる形態での組織化を目指したのである。

④、鉄鋼経営者は CSF に加盟することで保守化することはなかった。むしろ CSF を巧みに利用しながら、自社の利潤を追求し、設備の近代化・合理化を進めた。CSF は市場における自由競争を制限したが、CSF 内部では特に割当比率の増加を巡って企業間の競争が激化していた。協定存続の不確実性が経営者を競争へと駆り立てたともいえる。CSF は鉄鋼経営者に対して、競争における共通のルールを提供したのである。

最後になるが、CSF は自由アントントを基盤にしている。それは行過ぎた経済自由主義の「合法的無秩序 (Anarchie Legale)」<sup>96</sup> に対する産業界の自主規制である。戦間期という不安定な時代において、鉄鋼経営者は自らが作り上げた CFF=CSF 体制の秩序のなかに限定された「自由競争」を追求したのである。当然のことながらこの秩序は鉄鋼業界を利するものであって、必ずしも産業一般や社会全般を利するものではない。

注(1) 戦間期に関しては A. Hirsch et A. Sauvy, Chapitre V Cartels et Ententes, A. Sauvy, *Histoire économique de la France entre les deux guerres*, ECONOMICA, 1984, Vol. II, pp. 97-125; F. Braudel,

- E. Labrousse (dir), *Histoire Économique et Sociale de la France*, Tome IV: L'ère industrielle et la société d'aujourd'hui (siècle 1880-1980), PUF, pp. 788-794 参照。
- (2) フランス鉄鋼コントロールに関する研究はフランスにおいても全く進展していないが、その理由の一つに資料がほとんど存在していないことがあげられる。本稿の分析に用いた資料の大半も、パリ国立古文書館 (Archives Nationales: 以下 AN と略記) に所蔵される CSF 加盟企業マリーヌ = オメクール社 (Marine-Homécourt) に残された部分的な史料 (AN 139 AQ) に依拠せざるを得なかったことを予め付記しておく。
- (3) 例えば, A. Beltran, P. Griset, *L'économie française 1914-1945*, Armand Colin, 1994, p. 100, A. ベルトラン, P. グリゼ著, 原輝史監訳『フランス戦間期経済史』, 早稲田大学出版部, 1997年, 154頁。
- (4) CFF は, 例えば人民戦線政府がおこなったマティニョン協定において, 資本家代表として同協定に署名した。
- (5) 最近の戦間期フランス経済史研究には, A. Beltran, P. Griset, *ibid.* の他に, F. Caron, *Histoire Economique de la France, XIXe-XXe siècles*, Armand Colin, 1981, F. キャロン著, 原輝史監訳『フランス現代経済史』, 早稲田大学出版部, 1983年, Jean-Charles Asselain, *Histoire économique de la France 2*, Éditions du Seuil, 1984; Denis Woronoff, *Histoire de l'Industrie en France*, Éditions du Seuil, 1994 などがある。
- (6) H. D'Ainval, *Deux siècles de sidérurgie française, de 1003 entreprises à la dernière*, Presses universitaires de Grenoble, 1994, p. 5
- (7) 第二次大戦後のフランス鉄鋼業に関しては, P. Mioche, *La sidérurgie et l'Etat en France des années quarante aux années soixante, Thèse pour le doctorat d'Etat*, Université de Paris IV, 1992; E. Godelier, *de la strategie locale à la strategie globale: la formation d'une identité de groupe chez Usinor (1948-1986)*, *Thèse de Doctorat*, E. H. E. S. S., 1995 参照。
- (8) 廣田功『現代フランスの史的形成 兩大戦間期の経済と社会』, 東京大学出版会, 1994年, 1-10頁, 大森弘喜『フランス鉄鋼業史 — 一大不況からベル = エボックまで —』, ミネルヴァ書房, 1996年, 240頁。
- (9) 遠藤輝明編『国家と経済 フランス・ディリジズムの研究』, 東京大学出版会, 1982年参照。
- (10) H. Flu, *Les comptours métallurgiques d'après-guerre (1919-1922)*, Imprimerie L. Bascou, 1924, pp. 98-99.
- (11) アンタントという用語を本稿では単に「企業間協定」という意味で用いる。アンタントの概念定義および類義語については, J. Heymann, *Les ententes industrielles*, *Bulletin du Comité National de l'Organisation Française*, février, mars, 1935.; Comité Central de l'Organisation Professionnelle (C. C. O. P.), *Qu'est-ce qu'une Entente Économique?*, *Supplément au Bulletin bi-mensuel du C. C. O. P.*, N° 63, juillet, 1939.; 原輝史『フランス資本主義—成立と展開』, 日本経済評論社, 1986年, 81-99頁参照。
- (12) コントワールとはアンタントにもとづいて設立された単一共同販売機関または購買機関である。
- (13) ロンウィ・コントロールおよび第一次大戦前の鉄鋼業の組織化に関しては, 大森弘喜, 前掲書, 239-317頁参照。
- (14) CFF の活動に関しては G. Girault, *Le Comité des Forges de France — étude monographique*, Ernest Sagot & Cie, 1922 参照。
- (15) 鉄鋼業に限らず業界団体は産業界内の調整において重要な役割を果たしていた。例えば, 化学産

- 業において、鉄鋼協会をモデルとして1921年に「化学工業同盟 (Union des Industries Chimiques)」が創設され、これに加盟する主要約20社により「フランス化学工業協会 (Comité des Industries Chimiques de France)」が設立され、化学工業再編成の推進を試みた、作道潤『フランス化学工業史研究—国家と企業—』、有斐閣、1995年、224頁。
- (16) Ministère du Commerce, *Rapport général sur l'industrie française, sa situation et son avenir*, 3 vols, 1919. 同報告に関しては、古賀和文『近代フランス産業の史的研究』、学文社、1983年、140-192頁、; 廣田功、前掲書、45-121頁参照。
- (17) 第一次大戦中の経済組織化に関しては、廣田功「第一次大戦期フランスの国家と産業—「コンソルシウム」をめぐる—」、廣田功、奥田央、大沢真理編『転換期の国家・資本・労働—大戦間の比較的研究』、東京大学出版会、1988年、19-43頁参照。
- (18) Ministère du Commerce, *ibid.*, vol. 1 p. 204. なお、当時キャリリオーズは一連の著作において商工業分野のアントアントやコントワールを奨励している、J Carlioz, *Administration et organisation commerciale*, H. Dunod et E. Pinat Editeurs, 1918, PP. 70-77; *Fonction commerciale des entreprises sidérurgiques*, Librairie J.-B. Baillière et fils, 1924, PP 330-353 参照。
- (19) 廣田功『戦間期フランスのヨーロッパ経済統合構想』、秋元英一、廣田功、藤井隆至編『市場と地域』、日本経済評論社、1993年参照。
- (20) 1810年制定の刑法419条(独占禁止条項)は改正されずに存続していたが、1884年の労働組合および農業団体に関する法が商工業関係者の団結をも認めたことから、法廷では良いトラストと悪いトラストが区別されるようになっていた(R. O. Paxton, *L'affaire des carbures et l'abolition du delit de coalition, 1915-1926*, P. Fridenson ed., *1914-1918 L'autre front*, Les éditions ouvrières, 1977, p. 146)。さらに、1901-2年にかけてロンウィ・コントワールの違法性を問う裁判においてコントワールが無罪となり(C. E. Freedeman, *The triumph of corporate capitalism in France, 1867-1914*, University of Rochester press, 1993, p. 119.)、フランス商工業分野の大企業で1914年以前の10年間に419条違反で有罪判決を受けた例がなく、クレマンテルが「フランスは賢明にも当該条項を暗黙のうちに廃止してしまった」(Paxton, *ibid.*, p. 148.)と言うように、事実上419条は企業経営者に対する法的・心理的抑止効果が薄れていたのである。
- (21) P. Desgrange, *Le Comptoir sidérurgique de France*, C P S, Paris, 1976, p 9.
- (22) P. Desgrange, *ibid.*, p 10.
- (23) バクストンによれば、炭化カルシウムアントアント締結の事例では、第一次世界大戦末期には工業アントアントに対する反対者は分散的であり、強固な組織的基盤も存在していなかった R. O. Paxton, *ibid.*, p. 155.
- (24) C. Nattan=Larrier, *La production sidérurgique de l'europe continentale et l'entente internationale de l'acier*, Rousseau & Cie, 1929, p. 160.
- (25) フランソワ・ド・ヴァンデルは1918年から1940年までの間 CFF 会頭を務めた。
- (26) 当時ド・ヴァンデル家はフランスの政治経済を支配する有力な「200家族」の一つである。戦間期はド・ヴァンデル家の第7世にあたり、アンリ・ド・ヴァンデル (Henri de Wendel) の三人の息子、フランソワ、モーリス、アンペール、とアンリの弟ロベール・ド・ヴァンデル (Robert de Wendel) の二人の息子シャルとギイが経営者として活躍した時期である。フランソワとギイは政界に進出し、下院議員に、その後上院議員となる。また、フランソワは1936年の事実上の国有化までフランス銀行理事を務めた, *François de Wendel 1874-1949*, Presses des Etablissements Paul Even, 1949, pp. 7-15; *François de Wendel Sénateur de Meurthe-et-Moselle*, Imprimerie Vagner, 1937, J.-M. Moine, *Les barons du fer : Les maîtres de forges en Lorraine du milieu*

- du 19e siècle aux années trente, Presse universitaires de Nancy, 1989, pp. 101, 105, 242, 466 参照。  
 なおド・ヴァンデル家の歴史に関しては P. Fritsch, *Les de Wendel, rois de l'acier français*, 1976; G de La Bouillerie, *La Maison de Wendel, deux-cent cinquanteenaire 1704-1954*, 1954 参照。フランソワ・ド・ヴァンデルの政界進出に関しては J.-N. Jeanneney, *François de Wendel en République, L'argent et le pouvoir 1914-1940*, Seuil, 1976 参照。200家族に関しては René Sédillot, *Les deux cents familles*, Perrin, 1988 参照。
- 27) 他の二人の兄弟（フランソワとモーリス）とは異なり、アンペールは技師ではない。彼は文学部を卒業し、財務・商業問題のスペシャリストとしての評価を得ており、「ヴァンデル（家）の大使」だった、J.-M. Moine, *ibid.*, pp. 101, 105. こうした彼の学歴や能力は CSF 会頭の職に適していた。
- 28) G Girault, *ibid.* 参照。
- 29) P. Desgrange, *ibid.*, p. 14.
- 30) P. Desgrange, *ibid.*, pp. 11-15
- 31) CFF における役職は Comité des forges de France, *Annuaire* 1921年版による。
- 32) P. Desgrange, *ibid.*, pp. 12-13
- 33) こうした比率の決定方法は戦後復興の一時期に用いられた状況の産物であり、1926年以降は、生産実績や実存の生産能力を考慮した割当比率を採用する。
- 34) H Flu, *ibid.*, p. 109.
- 35) E. Chadeau, *Louis Renault*, Plon, 1998, pp. 69-70. なお、UCPMI 社とルノー社との関係に関しては、P. Fridenson, *Histoire des usines Renault*, Seuil, 1972 参照。
- 36) UCPMI 社は多くの加工メーカーが株主となっていた。そうした加工メーカーへの鋼板の優先的供給、すなわち川上産業への統合という同社の設立目的からみても CSF への加盟には問題があった。
- 37) Eric Bussière, *La France, la Belgique et l'organisation économique de l'Europe 1918-1935*, Comité pour l'histoire économique et financière de la France, 1992, pp. 74-75.
- 38) P. Desgrange, *ibid.*, p. 31.
- 39) デュ・カステルは1922年には公共土木省鉄道局の局長を務めていた, AN 62 AS 5.
- 40) P. Desgrange, *ibid.*, p. 32
- 41) 特にドイツ側からの EIA の締結交渉に関しては工藤章「国際粗鋼共同体（1926-1932年）とドイツ鉄鋼業」【社会科学紀要第39輯】東大教養学部, 1982年; 同【20世紀ドイツ資本主義】。東京大学出版会, 1999年, 129-195頁参照。
- 42) EIA および同時期の国際アンタントの詳細については C. Nattan = Larrier, *ibid.*, pp. 273-329 参照。
- 43) EIA フランス・グループの会合にはしばしば CFF 代表が出席するなど, CSF と CFF は緊密な協調関係を保っていた。
- 44) P. Desgrange, *ibid.*, p. 34
- 45) P. Desgrange, *ibid.*, p. 45.
- 46) 例えば OTUA et CSF, *La poutrelle dans le bâtiment*, 2vol., Imp. E. Desfossés などがある。
- 47) 製品の分類による価格表 (classification) に関しては AN 139 AQ 98 参照。
- 48) ここでいう国内市場にはフランス本国および海外県と植民地が含まれる。
- 49) ただ、産業発展に貢献する鉄鋼の生産増大を妨げるこうした方式を、フランス政府が容認できなかったという点には留意する必要がある。

- 50 AN 139 AQ 100, Convention générale de l'acier, le 22 Janvier 1932.
- 51 表 3 参照。
- 52 AN 139 AQ 100, Entente Internationale de l'Acier, Texte de la Convention signée le 25 février 1933.
- 53 バルベザットによれば、加盟各国の国内市場を占有的に保つことができた結果、1933年以降ドイツ市場における鉄鋼価格は、アントワープ等で決まる世界市場価格よりも高水準に維持されたことが明らかになった、D. Barbezat, A Price for Evrey Product, Every Place: The International Steel Export Cartel, 1933-39, *Business History*, Vol. 33, No 4, 1991.
- 54 例えばドイツでは、輸出されるはずの製品が第三者経由で国内市場に出回り、ドイツ・グループは違反者を割り出して制裁を行った。またベルギーの通貨切下げにより、ベルギーの国内市場価格が輸出価格やドイツの国内価格よりも低下した際には、国内市場向け製品を購入した業者が、協定に違反してドイツやフランスに再輸出した、P. Desgrange, *ibid.*, p. 206.
- 55 1921年以来続けられていたイギリスの EIA 加盟交渉は、1935年7月31日になって EIA とイギリス鉄鋼連盟 (British Iron and Steel Federation) との間で一般協定の締結に至った。協定によりイギリスへの輸入量が制限されたが、その見返りとして関税が引き下げられた。
- 56 拡大した EIA は国際鉄鋼カルテル (International Steel Cartel) となる。詳細については、E. Hexner, *The International Steel Cartel*, The University of North Carolina press, 1943 参照。
- 57 P. Desgrange, *ibid.*, p. 147.
- 58 一般協定署名企業16社とド・ヴァンデル (MM de Wendel & Cie), ロレーヌ (Société Lorraine Minière et Métallurgique), マルミッシュ, シャンパーニュ (Société Metallurgique de Champagne) の4社である。
- 59 これらの定款に関しては AN 139 AQ 100 を参照。
- 60 P. Desgrange, *ibid.*, p 155
- 61 AN 139 AQ 98, Rapports du 3ème et 4ème Collège de Censure du C. S. F.
- 62 Le Journal du G. A. P (Bulletin d'informations du Groupement Amical du Personnel du Comptoir Siderurgique de France) が発行されていた。
- 63 C. Chardot, Un exemple vécu d'entente entre producteurs et distributeurs., N° 53, *Supplément au Bulletin bi-mensuel du C. C. O. P.*, 25 Février 1939.
- 64 例えばロンウィ製鋼社のロンゴヴィカ (Longovica) 社がこのタイプである。
- 65 例えばマリーヌ・オメクール社のダヴァン (Davum) 社がそうである。ダヴァン社は、1818年にサルモン (Salmon) 家によって設立されたサルモン商会 (maison SALMON) を母体とし、マリーヌ・グループの出資を得て1921年に株式会社に改組した。サルモン家が株式の半数を所有し、マリーヌ・グループ傘下のマリーヌ社 (オーモン, オメクール, アセイユイ, ブーコー, オンズイオン各工場) およびロンパ社, ミッシュヴィル社, アルヴァール社, H. A. D. I. R. 社, シャンパーニュ社, グロスジャ社, デイリング社, マフィット商会, ヴァンシィ鋼管社の製品を主に扱った, AN 139 AQ 134.
- 66 ド・ヴァンデル社がその一例である。
- 67 シュネーデル社のように特殊鋼や軍需製品を生産・圧延するいくつかの企業がこれに該当する。
- 68 ランベール・リボ (CFF), デポルト (DESPORTES) (CFF), デュ・カステル (CSF), タファネル (CSF, シャティヨン社), アロン (ノール・エスト社), デュピュイ (DUPUY) (ノール・エスト社), ゴルベルジェ (GOLDBERGER) (ド・ヴァンデル社), グージュ (GOUGE) (ノ

- ルマンディ社), ジョルダン (JORDAN) (ドナン社), ドーム (DAUM) (マリヌ社) が召喚された。そのときの模様に関しては AN 139 AQ 150 参照。
- 69) シャルドの経歴は, 国立高等工芸学校を卒業後に技師となり, アレ社 (Forges d'Alès) を経て, ロンウィ製鋼社の販売管理部門の役員となる。
- 70) 定款については AN 139 AQ 148 参照。
- 71) 同委員会は平均12名で構成され, 後述する出荷割当業者と入荷管理業者が半数ずつを占めた。また各団体の均衡を図るため, 委員に選出された出荷割当業者 6名のうち 4名は GCS に, 入荷管理業者 6名のうち 4名は SNNFQM に所属し, 残る 4名は FPSC に属していた。
- 72) AN 139 AQ 152, O. C. S. 1ère RÉGION-PARIS
- 73) 地区ごとの価格表および加盟企業等に関しては AN 139 AQ 152, Barème de vente à la sortie des magasins 参照。
- 74) フランス国内に200社弱, アルジェリアに30社程が存在した, AN 139 AQ 153, liste des magasins contingentes à la sortie ou contingentables.
- 75) AN 139 AQ 134
- 76) 例えば第一地区では HARISMENDY, COUSIN, BAZIN の 3名が監督人に任命された, AN 139 AQ 152, O. C. S. 1ère RÉGION-PARIS.
- 77) P. Desgrange, *ibid.*, p. 211.
- 78) 戦時期の CPF の活動については E. Manchotte, *Deux Forme de Comptoir de Venys en Commun: Les Comptoirs dans l'Industrie de l'Acier*, Saint-Dié, 1950, pp. 57-68 参照。ヴィシー政権下での鉄鋼業組織化は, それまでとは異なる社会経済体制のもとで行われたものであり, その意義は異なる。今後, ヴィシー政権下における鉄鋼業組織化の研究が待たれる。また, 第二次世界大戦後の CPS の活動も戦間期とは大きく異なる。それに関しては, 石山幸彦「シューマン・プランとフランス鉄鋼業 (1950—52年) —ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設—」【土地制度史学】140号, 1993年, および同「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体のカルテル規制 (1952—54年) —フランス鉄鋼業の事例を中心に—」【土地制度史学】148号, 1995年を参照。
- 79) AN 139 AQ 100, Convention générale de l'acier, 22 Janvier.1932.
- 80) 戦間期には政府・商務省は, フランスの経済力強化のため何度か自由アントントを強制化する政策を試みている。原輝史「戦間期フランスにおける経済組織化構想—マルシャンドウ法案 (1935年) をめぐって—」【社会経済史学】第56巻2号, 1990年; 同「戦間期フランスにおける産業組織化と強制アントント」【社会経済史学】第58巻5号, 1992年 参照。なお, 両論文とも, 原輝史「フランス戦間期経済史研究」, 日本経済評論社, 1999年, に収録されている。また, 技師であり産業協会理事でもあるジャン・エイマンが, 強制アントントであるマルシャンドウ法案が審議される直前の1934年12月30日に, フランス国家組織化委員会 (Comité National de l'Organisation Française: CNOF) の総会において, 諸産業の経営者を前にして, 経済発展に寄与するものとしてアントントを支持する講演を行なっている, Jean Heymann, *Les Ententes Industrielles*, *Bulletin du Comité National de l'Organisation Française*, Février-Mars 1935.
- 81) 同委員会には, 以下の強大な権限が与えられた。すなわち, 署名企業は裁定委員会の重要性を再認識するとともに和解に至らない諸問題はすべて裁定委員会に付託すること, すべての加盟企業・工場は裁定委員会が決定する総粗鋼生産割当比率を無条件に承諾すること, すべての加盟工場は上記の比率にもとづき各製品別に生産を配分し, これにより製品別コントロールおよびアントントにおける各企業の割当比率を決定し, また, コントロール取扱外の生産量を決定する裁定を無条件に承諾すること, 輸出に関して加盟者間で合意に至らないときは裁定委員会の決定に

従うこと、ある工場が特例の承認を得るための特殊な状況は、拘束を受けない裁定委員会の自由な評価による裁定により規定されること、地理的調整、個別報奨金に関する問題について合意が得られない場合は裁定委員会に委ねること、他のコントロールの設立、更新において友好的合意に達しない場合は裁定委員会に委ねること、などである。

- 82) 1922年当時、公共土木省鉱山局主任を務めていた、AN 62 AS 5
- 83) AN 139 AQ 133, 135には1932年～1941年の間に下された判決文がほとんどすべて残されている。なお、以下では、旧裁定委員会の判決を中心に論じる。
- 84) 新裁定委員会(1935-40)によると、割当比率の決定に際して一次要因として考慮されたのは、①一定期間における実現生産量、②生産能力、③技術的、商業的、財務的要因である。二次要因としては、①製造法(トーマス、マルタン、電気)と鋼およびその製品の品質、②製造の多様性、鍛造、精練機の能力、③地理的状況、④製造原価と販売、財務状況が考慮された、AN 139 AQ 135, Sentence 4 à 40, Expose des motifs.
- 85) CSF 会長に宛てた1934年4月11日付けの、「裁定委員会で未だ解決されていない問題のリスト」の11番目に、新規設備の操業に伴うロンバ社の割当見直し問題があげられている、AN 139 AQ 99, Questions d'ordre général non encore tranchées par le Collège Arbitral.
- 86) 例えばノール・エスト社は1935年に、ルーヴローユ(Louvroil)工場第3高炉およびヴァランシエンヌ(Valenciennes)工場第3マルタン炉の稼働を理由に割当の増大を要求し、承認される、O. Hardy-Hémery, Croissance et marché en sidérurgie: les avatars des Forges et Aciéries du Nord-Est (1817-1948), P. Fridenson et A. Straus (dir), *Le capitalisme français 19e-20e siècle*, Fayard, 1987, p. 128.
- 87) 製品別では、半製品の比率が3.5%から4.57%に(裁定判決文 N° 130)、また、マーチャント・パーの比率が11.07%から13.18%に(裁定判決文 N° 131)それぞれ増大した。
- 88) 関連工場とは、加盟企業とフランス国内の消費企業の工場が、一定の資本関係(通常25%以上を所有)にあると裁定委員会によって判断された工場のことであり、加盟企業から出荷される半製品を消費企業が完全に加工して再販する場合にのみ関連工場として認定された。
- 89) コントワールの取扱製品は自己消費分、完全管理品(Contrôle Complet)、部分管理品(Contrôle Restreint)に区分され、完全管理下では、重量および価格が管理の対象となり、製品はコントロールによって販売され、一般費の名目で取扱重量単位当たり一定の手数料がCSFに徴収された。部分管理下では、コントロールを経由しないで加盟企業が自己の勘定で製品を販売し、取引の実態をコントロールに報告した。なお、CSFに支払う一般費は完全管理品における一般費の25%相当であった。
- 90) AN 139 AQ 133, 裁定判決文 N° 22, 23, 28, 40, 91.
- 91) O. Hardy-Hémery, *ibid.*, pp. 124-126.
- 92) その意味では、鉄鋼業に限定すれば、原輝史氏が主張するようにフランスのアンタントが「参加企業の存続を保障することによって、集中のそれ以上の進展を阻止するという逆説的な結果をもたらした」(原輝史『フランス資本主義』, 122頁)というのは強ち間違いではないが、むしろ集中の進展する速度を緩めたというのが妥当である。
- 93) AN 139 AQ 99, Questions d'ordre général non encore tranchées par le Collège Arbitral.
- 94) AN 139 AQ 133, 裁定判決文 N° 9, 14, 21, 50, 54, 69, 187.
- 95) ただ、ここで注意すべきことは、同条項の認定を受けない事例の存在からも明らかなように、生産の集中が必ずしも進展している訳ではなく、CSF体制の下であっても企業の自立性が尊重されていたことである。

96 Jean Heymann, *ibid.*, Février, 1935, p. 44

[付記] 本稿は経営史学会第33回全国大会（1997年10月、福岡大学）における研究報告にもとづいて、大幅に加筆修正したものである。報告後のアフタ・セッションでは、工藤章教授をはじめ、中島俊克教授、市川文彦助教授から有益な指摘をいただいた。また史料渉猟にあたっては廣田功教授、遅塚忠躬教授から貴重な資料の提供を賜った。パリでは資料収集および本稿執筆において、フリダソン教授（P. Fridenson）（E. H. E. S. S.）、キッピング教授（M. Kipping）（University of Reading）には特にお世話になった。ここに記して感謝申し上げたい。